

高松市溶融スラグ利用ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、高松市が施行する公共工事において、南部クリーンセンターにおいて生成される「一般廃棄物溶融スラグ」（以下「溶融スラグ」という。）を工事用資材として試行利用することに関し必要な事項を定め、もって循環型社会形成の促進を図ることを目的とする。

2 適用工事

このガイドラインは、高松市が発注する道路、河川（水路）、下水道工事等の一般土木工事に適用する。

3 利用方法

適用工事において埋戻工等の埋戻材が購入材料（花崗土、再生砕石等）である場合、当該埋戻量の約10%（体積率）を溶融スラグとし、両方を混ぜて埋戻材として利用する。

4 品質及び安全性の基準（有害物質の溶出量と含有量）

（1）品質の基準

修正CBRは製品単品で20%以上とする。

（2）安全性の基準

溶融スラグの溶出量及び含有量は、次の基準を満たすものとする。

項目	溶出基準量	含有基準量	試験頻度
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	150 mg/kg以下	1か月に1回以上
鉛	0.01 mg/ℓ以下	150 mg/kg以下	〃
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	250 mg/kg以下	〃
砒素	0.01 mg/ℓ以下	150 mg/kg以下	〃
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	15 mg/kg以下	〃
セレン	0.01 mg/ℓ以下	150 mg/kg以下	〃
フッ素	0.8 mg/ℓ以下	4000 mg/kg以下	〃
ホウ素	1 mg/ℓ以下	4000 mg/kg以下	〃

※備考 JIS A 5032 ④品質による

5 設計・積算

- （1）溶融スラグは、無償とする。
- （2）設計に当たっては、運搬費等に係る費用を設計計上する。
- （3）施工方法及び運搬距離等は、特記仕様書に明示する。
- （4）発注後において、在庫状況等により溶融スラグを利用できないこととなった場合は、専任監督員と協議の上変更することができるものとする。

6 実施報告

溶融スラグを利用した場合は、実施状況を明らかにした書類を提出する。

7 その他

- (1) このガイドラインは、今後、国及び県の基準並びに工事实績等により変更が必要となったときは、変更することができるものとする。
- (2) このガイドラインに定めるもののほか、利用方針、運用方法等は、別途、定める溶融スラグ利用マニュアルによるものとする。

8 施行期日

- (1) このガイドラインは、平成25年4月1日から適用する。
- (2) このガイドラインは、平成30年4月1日から適用する。